

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 9 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則（令和元年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第6号に規定する事業	155名

」

を

「

名 称	事 業	定 員
川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第6号に規定する事業	155名

」

に、同表川崎市中原区保育・子育て総合支援センターの項中「130名」を「120名」に、同表川崎市宮前区保育・子育て総合支援センターの項中「9名」を「7名」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。